現代西洋経済史 A2 まとめ

池上慧

2018年1月21日

1 第2次産業革命以前の世界

東方貿易の開始や新大陸の発見などは商業の中心地をポルトガル、スペインへと変化させた商業革命を引き起こした。この時期、宗教改革の中で特に新教において教会を国家の統治機構の末端とみなす信教国家体制が確立、また内政不干渉の原則を掲げたウェストファリア体制の下で家父長的存在としての君主像と国家主権という概念が生み出されていた。こういった流れの中で明確になった国家という存在は互いに対立しあい、世界商業戦という様相を呈するようになる。各国が生産力の増大、国富の増大を目指して重商主義の立場をとったが、それによって発達した市場経済ではエンクロージャーによって村落共同体が崩壊し国家による管理が及ばない貧民が急増した。国家は救貧法によりこれらのうちで労働能力がない者、労働能力がありかつ労働意欲もある者についてのみ救済することで生産的な人口を増やし国富の増大という目標を追求し続けた。

しかし、市場経済と産業革命がもたらした都市部のスラム形成、コミュニティ崩壊による治安の悪化、労働者階級の誕生と彼らの組織化と政治化といった社会問題は産業革命期の負の側面として同時代から認識されており、またマルサス的な人口観、すなわち人口増大が富の増大を上回るために国富の増大という面で良いものでなくむしろ社会問題を悪化させうるものであるとの考え方、が支配的になったことも相まって、重商主義批判の土台が整備されてきた。そしてアダムスミスの国富論と経済学の誕生を受けて「国家と社会の分離」が重商主義に替わるものとしてこの批判の受け皿となった。この運動は産業革命で富を蓄えた中間層が担った。彼らは支配層と大衆との間に生まれたために団体に所属せず、公権力から排除された存在だったからである。彼らは自らの所属としてアソシエーションを組織した。サロンを中心に発達したこれらの団体は理性を基調とし、そこでの議論は自由な発言によるものであったために世論として重視され、それを伝えるためのメディアの発達ももたらした。彼らの関係性の基本は市民的公共性に基づき、家族を社会から隔絶した愛情によってのみ形成されるものとしたためにプライバシーという概念も生み出された。

だが、フランス革命を経て誕生した近代国民国家では信教国家は解体され中央集権的な官僚機構による統治が行われるようになる。これは国家と個人とを直接結びつけるもので、中間団体を否定する体制であった。中間層の思想はこの国家介入と対立するものであったため、コック内にそういった対立を内包したまま各国は第2次産業革命を迎えることになる。

1.1 イギリス

- 慈善組織協会
- 共済団体
- 院内救済
- 劣等処遇
- 救貧法
- 工場法
- 地方自治体法
- 公衆衛生法

当時のイギリスにおける支配的な考えは経済的自由主義である。すなわち自由で平等な経済主体による市場を放任することが最も良いとされる考え方である。しかしこのような考えに基づいて進展した産業革命の負の側面として労使対

立や住環境の悪化、貧困層の増大といった問題が噴出することになる。産業革命の担い手であった中間層は自助、共助を推し進めることで、より健全に市場メカニズムを機能させることができればこれらの問題を解決できると考えた。そのための枠組みを整備することが国家の役割であると考えられ、実際に、労働組合の合法化が労使における力関係の不均衡を是正するために、株式会社合法化が労働者の共済団体設立のために、工場法が女性と子供の保護のために施行された。これらの問題は市場経済という社会の中で自律的に解決されることが望ましいとみなされたものであった。このように自助、共助を助けるための仕組みや行いを慈善とよぶ。

貧困問題に対しても同様の発想で救貧法が施行された。これは市場の最低賃金よりも救済の水準を下げる劣等処遇を行うことで働く能力のあるものは皆働きに出るであろうという考えに基づいており、この下でも働きに出ないものは道徳的欠陥者であるとみなされ救貧院送りとなって市民的権利を剥奪されることとなっていた。このように市場経済内部には国家は介入するべきでなく、市場経済から追い出された存在に対しては社会ではなく国家が対応するべきだと明確に分けられたという意味で、イギリスは国家と社会の分離が明確になされた国であると言われる。

以上のように若干の修正を経ながらも経済的自由主義という原理に従って国家は運営されていたが、同時にフランス 革命の影響を受けて中央集権的で官僚機構を備えた近代的統治機構の形成も進んでいた。1828年の地方自治体法によっ て信教国家が解体されたことを皮切りに19世紀半ばにかけて中央省庁が地方の行政を一括で行う流れが生ま、その中で さらなる国家介入が必要であるとするチャドウィクなども現れてきた。

1.2 フランス

- ルシャ・ブリエ法
- シスモンディ(セー法則批判)
- ディリシズム
- ルプレー
- トクヴィル
- 1853 年法

18世紀末のフランス革命では中間団体が徹底的に否定され、国家と直接つながる国民が誕生した。また同時に信教国家体制も否定され、国民の権利として救済権が認められるようになっていた。このような状況で、急速な人口増大と産業革命による下層民の誕生は「新しい貧困」と呼ばれる、野蛮で未開な危険な階級としても貧民像を確立した。シスモンディによるセー法則批判などを受けて、このような問題を市場メカニズムで解決しようというイギリス流の考えはフランスでは弱く、国家と社会は未分離のまま国家が問題に対処することが求められた。このような考えをディリシズムと呼ぶ。

しかし公的救貧制度は全国的に普及せず救済権が確立しないなど、国家による問題解決はうまくいかなかった。これを受けて 19 世紀に入るとルプレーの地域主義やトクヴィルによるフランスにおけるアソシエーションの欠如の指摘などを通して中間団体の見直しが始まった。だが、このような流れの下で生まれた共済組合も国家権力による認可登録制であり、英独に比してその発展が遅れることとなった。

1.3 ドイツ

- 都市下層民
- 領邦絶対王政
- イヌング
- 良き行政

ドイツにおいても都市下層民は市民から排除された存在であるなど貧困問題は大きかった。3月革命以降の上からの近代化の中で、工業化の推進とそれによる負の側面に対応することの両方を行う主体としての行政が期待された。そのような「良き行政」の中では封建時代からの中間団体は国家の統治の下でその存在を推進されて行くことになる。これは、実際に国家のできることが小さかったために、古くからの中間団体における共助を利用し、支配体制に取り込むための策であった。そのため、イギリスにおけるアソシエーションなどと違い、中間層により形成されたこれらの団体には

身分制が残り、労働者が取り込まれなかった。19世紀半ばにかけて国家主導で地域ごとに自助基金が設置され、労働者も一律の団体に所属できるように改善されて行く。

2 第2次産業革命からWW1までの世界

3つの要素がある。一つ目は階級対立を通じて国家と社会の分離が保てなくなること、二つ目は人口の質が重視されるようになること、三つ目は救貧制度が破綻して貧困観が転換することである。

第2次産業革命期には巨大資本の活用のために生産から供給までの市場の組織化が進んだ。それに伴う合理化は不熟練労働者を増加させ、慢性的な失業を発生させることとなった。労働組合の合法化も相まって労働者の政治参加が進み、今まで労組や共済から排除されていた不熟練労働者の間でも組織化が進んだ。労働者の政治参加は各国で労働者政党を発足させ、国家運営が階級間の利害関係の調整場としての機能を持つようになる。これは、社会から排除されてきたものたちが政治参加し国家による枠組み作成に関与するようになることを意味し、国家と社会の分離が保てなくなったことが明らかになった。一方で、そのような利害対立の場で議論の基礎となる社会における真実を発見するために社会科学が発展した。

帝国主義列強間での対立はその競争における人的資本の重要性を各国に認識させ、また第 2 次産業革命を経て人口成長を生産力が上回ったことによってマルサス的な人口観から各国が脱却したこともあり、人口の質をあげることが目指された。それは貧困問題の解決を目指すことを意味したが、この時期大不況による大量失業の発生によって旧来の救貧制度は破綻をきたしていた。そのような中で社会調査を通じて貧困道徳的な問題ではなく一般的な現象であることが科学的に発見され、以降は貧困を要因別に予防するための社会保障制度を発達させることが各国で目指されることとなった。

2.1 イギリス

- レントナー化
- チェンバレンキャンペーン
- 帝国関税同盟
- 人民予算
- 反不労所得
- ウェッブ夫妻
- 最低賃金
- ナショナルミニマム
- 大蔵省
- 学校給食
- 無拠出制老齢年金
- 国民保険法
- 医療保険
- 失業保険
- 社会サービス協議会

2.2 フランス

- 第三共和制
- パストゥール革命
- 労働総同盟
- 連帯主義
- 労災保障法
- 老齢年金保険法

2.3 ドイツ

- ユンカー
- 労災保険
- 疾病保険
- 老齢年金
- ドイツ救貧慈善協会
- ドイツカトリックカリタス協会

3 戦間期

3.1 イギリス

- 第 4 次選挙権改革
- 旧平化復帰
- 許可組合制度
- 無拠出制年金
- 失業手当
- ミーンズテスト
- 失業扶助
- 家族手当
- 社会サービス全国協議会

3.2 フランス

- ポアンカレ内閣
- 社会保険法
- 単一金庫
- 出生率上級評議会
- 家族手当保障基金

3.3 ドイツ

- 社会国家
- ライヒスバンク
- 失業保険
- 強制同質化
- 頂上団体
- 社会衛生学
- 優生思想
- ライヒ扶助義務法